

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平井委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。久しぶりにこの場から発言をさせていただきます。

きょうは、主に内閣のかなめである菅官房長官と議論をさせていただければなというふうに思います。

内閣のかなめは、何といっても官房長官です。官房長官がどのように総理を支えていくのか、そして、官邸全体をどのように指揮をとっていくのかということが内閣の性格を決めるものだと思います。ふうんに思っているからでございます。

冒頭、国家公務員制度の改革についてだけ、ちょっとお話をさせていただきます。

公務員制度改革は、民主党政権下で何度も挑戦をいたしました。特に自民党さんの異論によって、この議論が中途半端になってしまっておりまして、一方、公務員の給与というのは、人事院が第

三者的な中立的な立場で公務員給与を決めるという仕組みがありますが、昨年行われた七・八％の削減というのは、そういうルールをとらずに、公務員の皆さんに、復興財源を引き出すからという形で、七・八％の削減を行ったものであります。

本来でありますと、公務員関係四法案が成立をしていて、そしてその過程の中で、公務員と使用者側とが議論をして、そして納得をもらって七・八％の削減をするというのが本来の筋道だったと思います。残念ながら、公務員法が成立をしていなかったがために、先行したというか、あるいはこういう異常な形をとったのではないかと思えますが、公務員関連三法案の現在の法案提出のスケジュール感についてどのようにお考えなのか稲田さんかあるいは菅長官にお聞きしたいと思います。

○稲田国務大臣 国家公務員改革は、本当に行革の中でも最後の、人の部分で大変重要なものだと認識をいたしております。平成二十年に成立をいたしました基本法的一条の中に、公務員が、自分の能力を高めながら、国民の立場に立って、責任と誇りを持って職務に邁進する、その目的がこの改革の核であると考えております。

今委員御指摘のように、自民党政権下また民主党政権下においても、法案を提出しながら、それが廃案になった、そういう経緯がございます。今なぜその立派な基本法の目的がありながら、全ての法案が廃案になったのか、検証、総括を行っているところでございます。

○荒井委員 いっ出すか、今、御回答がなかった

んですけれども。

戦後の日本の公務員制度、あるいはそれを取り巻く労働関係法規というのは、マッカーサー占領下で行われたんですね。マッカーサーはかなり理想的な人だったらしくて、日本に民主的な労働組合あるいは労働法規をつくるべきだという考え方を持っていて、当時、カルピンスキーという、これはハーバード大学で日本学を研究した人なんですけれども、その人に命じてこの法案をつくったと言われております、日本の法規ですね。

そのカルピンスキーの最初の提案の中には、公務員にも労働三権を与えるべきだということが書かれていたと言われております。ところが、当時のマッカーサー総司令部の内部対立もあって、その部分を人事院に移管する、中立的な機関をつくって、そこで公務員の給与算定をするという形にしたというふうに言われていまして、カルピンスキーは、日本を離れるときに、そのところが残念だったと言いついて去ったと言われております。ぜひこれを早急にお聞きしたいと思っております。

ところで、現政権の中では、デフレ脱却の大きな要因として、賃金政策に随分力を入れております。私は、民主党政権でもなぜできなかったのか、今反省をしているところですけれども、その方向性は間違いないというふうに思います。

ただ、公務員だけについては七・八％削減したり、あるいは地方公務員についても削減の意図があるのではないかと思われていたり、特に地方公務員の場合、地方に与える影響なり、あるいは地

方の企業に対する賃金の階層というものに大きな影響を与えるところがあります。

菅大臣、そのあたり、方向性としてどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○菅国務大臣 委員から御指摘がありましたけれども、国家公務員においては七・八%減と。千年に一度と言われる東日本の大震災、まさに国を挙げてその財源確保、国民の皆さんにも御負担をお願いしていますから、そういう中で、これは民主党政権下で私どもも賛成をして、成立をさせていただいたところであります。

さらに、地方公務員について、これは私どもの政権の中で要請をしているわけでありますけれども、まさに地方の元氣、防災、減災、そうした地方の喫緊の課題にそうしたものを使っていただく、対処するために、当面の対応として国に準じた必要な措置を講じるように今お願いをいたしている。地方において、やはり地方が元氣がない、その中で地方をいかにして元氣にするかということ、このことは私ども内閣にとっても極めて大事なところでありますので、公務員の皆さんの給料を減らすだけでなく、そうしたものを地域の活性化に処したい、そういう思いで今お願いをいたしているところであります。

○荒井委員 今の菅大臣の答弁に私は反対であります。

賃金政策の正道は最低賃金を引き上げることであり、そして、公務員を狙い撃ちするような賃金政策というのは私は後で禍根を残すものではないかと思っておりますので、それだけは指摘させていただ

きます。

それでは、民主党政権でもそうだったですけれども、現政権でも、最大の課題は被災地、特に福島島の復興。福島島の復興なくして私は日本の再生というのにはあり得ないというふうに思います。

世界で、大きな原発事故が既に過去に二つあります。チェルノブイリの事故と、それからスリーマイルの事故ですけれども、いずれも、この大きな事故を契機にして、社会全体が変わっていくという契機になっております。チェルノブイリの事故などは、ソビエトという国が崩壊をしてロシアという国にならざるを得なかった。あれは私はならざるを得なかったというふうに思っております。それに反して、日本は、これだけ大きな事故が起きたにもかかわらず、事故の風化といえますか、あるいは対応のおくれというものが私は顕著ではないだろうかと。世界から見ても、日本の対応というものに問題があるのではないかというふうに言われております。

社会科学者の中でエデルマンという人がいるんですけども、そのエデルマンが、エデルマンのトラストバロメーターというのを毎年各国別につくっているんです。その中で、一九一一年から一二年にかけて日本のトラストバロメーターが非常に下がっているんですけれども、例えば、政府に対するトラストの指標、信頼度というのが五二%が二五%に、あるいはエネルギーの分野、これは電力会社と言ってもいいかもしれません、七五%から二九%に、そして、公務員に至っては六三%から八%へ下がっているという、こういう現象が

あります。

私は、党派を超えて、信頼度を上げていくということは政治家の大きな役割であり、また、下がっていった一端が福島島の原発事故にあったのだろうというふうに思います。

その中で、福島島の被災者の人たちが一番関心を持っている、あるいはもう希求をしていると言っているくらいなのが、子ども・被災者支援法であります。森大臣もここにおられますけれども、森大臣も尽力をされたお一人であります。

この法案は、今年の六月だったですか、でき上がった。恐らく解散をしていなければ民主党政権下で実施計画ができたと思っておりますけれども、残念ながら、その機会を失ってしまいました。自民政権下になって既に三月月なんですけれども、依然として、この子ども・被災者支援法の実施計画、特に範囲をどうするのかということでもめているようにございまして、ここについて、今後どのようにするつもりなのか、ぜひそれを内閣全体としてお聞きしたいというふうに思います。菅大臣。

○森国務大臣 この子ども・被災者支援法、私が一昨年の八月に書いてから、六十回以上の議論を積み重ね、そのうち十二回は民主党さんとも協議をさせていただいて、若手の女性議員中心につくってまいりましたが、最終段階で、それぞれの党の幹部の方にお出ましただけでないかなといったときに荒井議員が来てくださって、大変ありがたかったことを覚えております。

民主党政権下で、六月にできてから半年間、基

本方針がなかなかつくれなかったんですが、安倍政権になりまして、基本方針を早くつくるべきという認識は共通しております。

しかし、それよりも早くやるべきことは、子供たちの救済です。基本方針の議論をしている間に子供たちの救済がおくれることは、本末転倒であります。

そこで、安倍政権のもとで、官邸で、全閣僚で構成する復興推進本部を置きまして、復興のスピードアップを図っておりますが、その場で、私、子育て支援担当大臣から、母子避難の支援を中心に、基本方針を待たずに、早急に救済策を講じるよう発言をしました。

それを受け、本日、復興庁より、福島県等からの母子避難者等の高速道路料金無料化を含めた十四項目にわたる支援パッケージを発表いたしました。これが、子ども・被災者支援法に書かれております各施策と一致するものでございます。

子ども・被災者支援法の基本方針も早急に進めながら、具体策を打ち出していきたくと思っております。

**○荒井委員** 内閣としてそういう組織をつくり、審議体のようなものですかね、それをつくり、いろいろな施策を集中させようということは、それはそれとしていいと思うんですけども、しかし、せっかくな法律があつて、その法律では、そういうところまで踏み込まれるようになっていくわけですね。法に基づいて実施するのと自主的にやるのとでは、やはり違います。あるいは、福島の人たちに与える安心感というものも大きく違ってくる

と思います。

今言ったようなことは、被災者支援法の中で実施計画で取り入れようと議論していたものでありますから、ぜひ早急に被災者支援法の中でそれ位置づけ、実施計画として取り上げてほしいというふうに思います。これは、官房長官が陣頭指揮をとるぐらいの、そういう話だと私は思っております。

その中で、一番問題になっているのが、範囲を決める際の、どのぐらいの放射能濃度であるのかということが議論になっていきます。

地元へ行きますと、政府は一ミリシーベルトを目指すと言ったではないか、いやいや、二十ミリシーベルトまで住めるんだ、いやいや、健康の被害を与えるのは百ミリシーベルトだと、百倍も違うわけですから、信頼感というのは、被災者の身になってみれば、一体どうなっているのかと言われるのは当然だというふうに思います。

二十ミリシーベルトというのは、原発で働く人たちの許容限度であり、百ミリシーベルトというのは、医学者が、放射能の健康被害が明らかに出てくるときの数量でありまして、それらをもって健康だ、健康じゃない、ここに住める、住めないというのは、私は乱暴だと思っております。

どうしてこういうことになったのか、どこに原因があつたのかというと、低線量放射能の影響調査というのは誰もやったことがないんです。その知見がないんですね。ほんの一部の人たちがやったことがあると言っておりますけれども、その知見はないんです。なぜないかというと、低線量被

曝をずっと受けている地域なんというのは、たった一カ所だけを除いて、ないからですね。そのたった一カ所というのが、チェルノブイリの地域であります。

チェルノブイリの地域は、ウクライナという国とベラルーシという国があるんですけども、昨年、ウクライナとベラルーシから、原子力の被害に遭った、被災に遭った影響などのデータを交換しようという交換公文が交わされました。私は、ベラルーシやウクライナが持っている知見を積極的に日本に導入する、あるいは地域の人たちに公開していくということが極めて有効であり、また大事だと思えますし、また、それしか方法はないのではないかとこのように思います。

そこで、ウクライナやあるいはベラルーシとの、科学技術的なものも含めた検討会というのを福島で何度も何度も行うべきだというふうに私は提言をしたいのでございますけれども、これについて、いかがでしょうか。どうですか、菅長官。

**○森国務大臣** 初めに申し上げておきますが、子ども・被災者支援法の基本方針というのは、それぞれの施策ごとに決めていくものでございます。

今御質問の何ミリシーベルトというのは、恐らく子ども・被災者支援法の後半部分の、被災者の避難の権利のところの基準だと思えます。子供たちの部分は、例えば一ミリシーベルトというふうに決めてしまうと、一ミリシーベルトだと、いわき市の一部や会津は実はそのより低いので、除かれてしまいます。ただ、福島県の子供たちは全員甲状腺検査を受けるべきでありますし、母子避難

の高速道路無料化なども、浜通り、中通り、今回入れましたけれども、そういう意味で、具体的施策ごとに基本方針が変わってくるということをまず前置きをさせていただいて、今御質問の部分は、恐らく被災者の居住の権利、避難の権利の、決めるところの基準だと思われま。

これも、やはり前例がないということで、前政権下でもさまざまな数字が変わったところで、福島県民も混乱をしているところでございますが、委員が御指摘のように、先例のあるベラルーシ等との意見交換会を行って、専門的な知見を集積していくということが大事だと思います。

○荒井委員 菅長官、いかがですか、今の話については。

○菅国務大臣 今委員から御指摘がありましたように、昨年の五月と十二月に、二つの市と協定を締結しました。その知見を生かしていくということが私は極めて大事なことでというふうに思っておりますので、活用することを、私ども、真剣に検討していきたいと思えます。

○荒井委員 先ほども言いましたけれども、低レベル放射能の被曝の調査というのはほとんどやっただことがない。だから、誰も知らないというのが実態なんですよ。誰も知らないところであるというものですから、ますます混乱をしていく、そういう状況にあると思います。それが結果的には政府に対する不信感につながっていつているということがあろうと思えます。

ところで、放射能というのはなぜ不安になるのか。見えないからなんですね。放射能が見えない

から、どこに放射能があるのかわからないということが大きな不安の要因になっております。

ところが、日本の技術は大したものです。皆さんの今お手元に、こういうカラーコピーをお届けいたしました。

これは、ガンマカメラというカメラでして、真ん中に川のようなものがあって、川の右側の方だけちよつと黄色くなっているのが見えるかと思えます。そこが放射能が強いよということをお知らせしているカメラなんです。

これは、去年の九月、実用化いたしました。福島県の小さなベンチャービジネスで、菊池製作所という製作所が、もともと福島原発の中の、原子炉近くの中の汚染状況を調べるために開発をされていたらしいんですけども、それが実際の汚染、こういう普通の土地の汚染状況を見る技術として完成をいたしました。現在、この技術を使って、東芝や日立が機器をつくっております。

この技術に着目をして、除染を進めている環境省がたしか四台ぐらいレンタルをしたというふう聞いておりますけれども、私は、もつともつと導入するべきだと思います。

福島の除染は、私も除染の現場へ行ってみてまいりましたけれども、本当にあのやり方ではなかなか進まない。幾らたつても除染は非常に難しいだろうなという印象を得ました。

全面的にやるということは、私は必要ないんだと思うんですね。本当は、あつちこつちにホットスポットがあつて、そのホットスポット、ここで言うと、この黄色いところだけです、ここだけ

やればどんと下がるわけですので、そういうことをもつと取り入れるべきだというふうに思えます。このガンマカメラについて、官房長官、御存じですか。

○菅国務大臣 委員から質問があるということで、調べさせていただきました。

しかし、この写真のように、これだけ鮮明になるのを今見まして、本当にすばらしいなというように思えますし、また、地元福島のベンチャー企業ということでありますから、そうしたものの、この除染について、当然、できる限りこれは活用していくべきだなど、今、私自身は思っています。

○荒井委員 今、官房長官のそういう発言、環境省も、きょうはどなたか来られていると思えますので、ぜひ、積極的に取り入れて、地元の除染の進行に役立てていただきたいというふうに思えます。環境省、何か答える。どうぞ。

○井上副大臣 お尋ねのガンマカメラについてでございますけれども、荒井委員も福島の方に御視察をいただいたと伺っております。また、積極的な御意見を感謝を申し上げたいと思っております。私ども、除染を迅速に的確に推進していく、そういう意味で、さまざまな新技術の採用、こちらの方も積極的に進めております。

とりわけガンマカメラにつきましては、放射能の可視化、見える化ということで大変重要だと考えておりまして、既に七台環境省としては貸し出しを受けまして、リースを受けまして、そして、その環境省のガンマカメラを市町村の方に貸し出しをして、実際の市町村の除染の現場でも活用し

ていただいているということであり、より積極的に導入することができるかということについて、引き続き前向きに取り組んでいきたいと思えます。

**○荒井委員** ぜひそうしてください。

それでは次に、今後の原子力行政の話に移りたいと思います。

原子力行政は非常に複雑になっていまして、原子力規制委員会法によって原子力の安全規制などについての整理を随分したつもりでいますけれども、まだまだ原子力行政全般については非常に複雑多岐にわたっていて、また、これで本当に進められるかどうかという思いを持つことがよくありました。

特に、二〇〇四年から二〇〇七年にかけて、IAEA でありまつかあるいはアメリカの NRC から、日本の原子力行政について、これは危ないのではないかと、あるいは不十分ではないかという指摘を受けておりました。

二〇〇七年は、原子力保安院を経産省の中に置いておくのは、推進側に置いておくのは危険だという非常にダイレクトな指摘も受けたんですけども、何もそのときに日本政府は動かなかったということがございます。私は、この原発事故の遠因をずっと探っていくと、この二〇〇七年の IAEA の勧告ということをして日本政府が軽視をしたということは大変大きかったのではないかと、いうふうに思っています。

その中で、そのときには彼らからの指摘の中に入っていないかったですけれども、原子力行政

を扱う上でやはり最大のネックになるのは使用済み核燃料をどうするかということだというふうに、だんだん気がついてきました。

NRC、アメリカの原子力規制委員会は、今度、新しい規制委員長になりました。この規制委員長は地質学の専門家の人でありまして、その地質学の専門性から、原子力の使用済み核燃料の処理の方針が確立するまでは、アメリカの原子炉というのは、四十年以上の延長はしない、新規は認めない、今、民主党政権がつくりましたその大きな政策と全く同じことを昨年の八月に発表してございます。

したがって、原子力の使用済み核燃料の処理というものが、アメリカの原子力行政の中でも大変大きな課題、あるいは、一つのターゲットになっていることがわかるかと思えます。

ところで、日本の場合には、この使用済み核燃料の処理の役所といえますか官庁というものが、本当はどこがやっているんだねという感じを持っておりまます。原子力委員会なかなと、多分そうなんだろうと思うんですけども、本当に原子力委員会にその知見があるのかどうか。確かに、原子力委員会の委員長は近藤さんという、大変、原子力の研究者の中では恐らく日本で最もすぐれた方なんだと思うんですけども、そこに、責任を持って処理できるような、そういうシステムになっているのかどうかという危惧を持ってございます。

このあたり、官房長官、いかがでしょうか。  
**○山本國務大臣** 今、荒井委員がおっしゃいます

たけれども、その使用済み核燃料の問題は大変大きな問題だというふうに捉えております。これは世界共通の課題でございますけれども、我が国は御存じのとおり世界でも高い核燃料サイクル技術を有しているということで、世界各国との連携を図りながら引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

各原発においても、原発は私の担当でありませんが、使用済みの核燃料貯蔵余地の逼迫問題というのもありまして、冷却に係る安全性も考慮し、発電所敷地内外にかかわらず、ドライキャスク、こういったものを含めた使用済み核燃料の貯蔵容量の増強に係る取り組みの検討も必要だというふうに考えております。

それから、今、荒井委員のおっしゃった原子力委員会の役割の話でございますが、これは御存じのとおり、前政権でも原子力委員会を見直すという方向性を出されたわけですが、時代の流れによって、相当、原子力委員会の役割も変遷してきておりますし、特に福島原発事故の後、原子力政策に対する国民の信頼が低下をして、賛否両論の議論もあるということ、これは原子力委員会全体の役割を私たちの政権としても見直すべきだということ、近く、ゼロベースで見直す、こういうことを始めたいというふうな考えております。

**○荒井委員** この使用済み核燃料の話、民主党政権の原発政策をゼロベースで見直すとおっしゃっておりますので、それが十年も続くというのは、私は、実際やらないのと一緒だというふうに思います。十年たちますと、毎年一千トンずつの使用

済み核燃料が発生するんです。今、日本のプールにある全部の容量というのは二万トンぐらいしかないんです。空き容量は三千トンから四千トンぐらいです。そのぐらいの緊迫をしているんですね、使用済み核燃料問題というのは。

一方、核燃料サイクル、今、日本は高い技術を持っていてと言っていますけれども、一向に成功はしていない。先ほど、スリーマイル島事故を教訓としてアメリカは大きく原子力政策を変えたと言いましたけれども、その最大の原子力政策の変更点が IAEA 組織をつくったことなんです。つまり、プルトニウムの拡散をさせないという強い意思を持って世界の IAEA 体制を、これはジミー・カーターがやったことですから。ジミー・カーターは原子力の専門家でした。原子力潜水艦の原子炉の設計技師でありまして、そういうこともあって原子力については物すごい深い知識を持っており、その一九八〇年代の段階で、この核燃料サイクルという技術はもう無理だという判定を彼は下し、核燃料サイクルを諦めて直接処分ということに方針を転換したのがカーター大統領なんです。

私も、恐らく最終的には日本の核燃料サイクルもどこかで直接処分に切りかえないとだめだと、それは政治が決めない限り、今の、役人に決めさせているというのは、恐らくできないだろうというふうに思います。

そんな話は、またいつか時間があつたときにぜひやりたいと思うんですけども、そのほかに原子力政策の大きな一翼を担っているのが文科省な

んです。文科省は原賠法という法律を所管しております。それから、CSC という国際条約も所管をしております。

そして、原賠法の改正というのは、実は原子力政策の根幹なんです。原子力政策の全てのところは原賠法にたどり着くんです。一昨年、原子力支援機構法という法律をつくったときに、附帯決議で、たしか一年をめどにだったかな、原賠法の改正をするということを決めたんですけども、民主党政権では、残念ながら手をつけられませんでした。

私は、原賠法の改正というのは早急にやるべきだというふうに思います。と同時に、今の文科省では残念ながらできないのではないかと、文科省の政務官がおられますけれども、原子力にそれほど熱意を持っているのかねという気がいたします。

そして、もう一つ大きいのは、CSC という国際条約がございます。これは、アメリカが中心になって、アジアを対象とした原発事故が起きたときに、国際的な補償、賠償措置をしようということを取り決めている条約であります。日本はなかなか批准しなかったんです。担当省庁は文科省です。文科省はずっと、この CSC についてほとんど何もなかったということがありました。

この CSC の条約がもしも成立をすれば、先月だったでしょうか、トモダチ作戦で支援活動をしていただいたアメリカの軍人が、原子力空母のロナルド・レーガンに乗っていた人だそうなんですけれども、これは雑誌の記事ですけども、八人が東京電力に対して被害の訴訟を起こした、その

賠償総額が八十億円とも二百億円とも言われています。わずか八人ですね。アメリカは訴訟社会ですから、こういうことは当然起きるだろうというふうに思っております。ところが、これを扱う二国間の条約が現時点で存在していないということなんです。

CSC の条約は、もしもそういう事態が生じたならば事故発生国で裁判を行うというのが主たる条約の内容であります。つまり、条約が結ばれていけば、日本で訴訟、裁判が行われていて、ほかの被災者と共通のルールで、被災であるかどうかということも含めて、裁判が行われた可能性があるんですけども、この条約が結ばれていないがためにアメリカで裁判が行われるという可能性が否定できないという状況に今なっています。

私は、この CSC も含めて、先ほどの賠償も含めて、ぜひ早急に原子力行政の全体の組み直しということをやるときにはないだろうかというふうに思います。これは行政組織なので、菅長官に答えていただきましかね。

○菅内閣大臣 原子力委員会の組織の問題、そして今委員から指摘がされました CSC の問題、特に、原発の損害賠償関連としては、パリ条約、ウーン条約、そして今の CSC、この三つの系統が存在すると言われていますけれども、被害者の救済とか我が国の制度との整合性、そうした観点から考えて、CSC を最も有力な候補として私たちは検討を進めていきたい、こう思います。

○荒井委員 裁判になっても、CSC 条約に加盟しているか加盟していないかというのは恐らく心

情的にも影響を与えるだろうと思いますので、ぜひ積極的な推進をしていただきたいと思っています。あわせて、賠償関係の業務が本当に文科省でいいのかどうか、それもぜひ検討するべきだというふうに思います。

最後に、きょうは、山本大臣、おめでどうございます。私は、若いころ、農水省におりました。山本大臣のお父様に仕えた思い出がございます。あるいは、WTOで日本が米を受け入れざるを得ないというときに、病気を押して、当時、自社さきがけ政権でしたけれども、その議論の場に入り込んでこられて、鬼気迫る大演説をぶって、そこにいた加藤紘一先生とか、あるいは当時、さきがけだった菅直人とか、そういう人たちがその気迫に押されてWTOの方向性を決めた思い出がございます。きょうは、その御息が大臣に就任したということで、本当におめでどうございます。ところで、きょうは、科学技術も担当しておられるということで、ぜひその点、お聞きしたいなと思っております。幾つか聞きたいんですけども、もう時間がございませんので。

というのは、CO<sub>2</sub>が増加をするということが気候変動で温暖化をするのだ、したがって、原子力発電を推進しなければならぬと。あるいは、CO<sub>2</sub>削減のためのさまざまな排出量取引権とか、まあ、排出量取引権なんというのは、何もないところでお金だけが動くというすごい構想、よくあんなもの考えたなというふうにも思うんですけども、そういう議論が大勢を占めていたんです。ところが、最近、宇宙科学の発展というのが、

ものすごく大きな発展をもしました。大きな望遠鏡を宇宙に打ち上げることによって、そこから観測できる宇宙の状態というのが非常に大きな発展を見てきて、その中で、太陽の活動についての非常に大きな進展があります。これは、日本の望遠鏡が主導的役割を果たしたようであります。

太陽活動と地球の気象、天気というのが非常に大きな関係があるのではないかと、その関係からいくと、地球が全体としてむしろ冷えている方向にあるんじゃないか、冷却化の方向にあるんじゃないかと。現に、北極の氷は薄くなっているんだけれども、南極の氷は厚くなっているという調査結果もあるんですね。あるいは、日本も二千年ぐらい前の縄文海進という、縄文時代は非常に暖かかった、あのときには炭酸ガスが別にふえているわけではなかったという指摘もあつたりして、私は、炭酸ガスがすべて悪いんだという説は、どうも何かしら意図的なものを感じるんです。

それで、気象問題についてもっと客観的な研究をしようとする、どうも世界の潮流というから、そういうものが炭酸ガス性悪説になっていきますから、そういうものに批判的な研究をしようとするところがあるんですね。私は、科学の世界で批判精神を失ったら、もうそれは発展は望めなくなると思うんです。したがって、ぜひ科学技術を担当する大臣として、客観的にこのあたりをもっと検討を深めべきだというふうに思っております。いかがでしょうか。

○山本國務大臣 今、荒井先生おっしゃったよう

に、地球温暖化の原因が二酸化炭素を含む温暖化ガスの増加だ、こういういわばメインストリームの考え方のほかにもいろいろ説があるというのは私も承知しております。

今、委員がおっしゃった、太陽の活動が影響を及ぼしているんじゃないかと、あるいはむしろ水蒸気が影響を及ぼしているんじゃないかと、あるいは今はちっちゃな氷河期に向けての回復期だとか、あるいは紫外線、宇宙線、太陽風ですか、その太陽の磁場が影響しているんじゃないかと、あるいはほかの説で言うと、むしろ石油とか石炭、この枯渇的なエネルギー使用による発熱が原因じゃないんじゃないかと、本当に諸説いろいろあつて、日本でもそういう研究というのはあると思います。先生に今そういう御示唆をいただきましたので、科学技術担当大臣として、ちよつとそういう見方についても研究をさせていただきたいと思っております。そういう流れについてもしっかりと注視をしていきたい、このように思います。

○荒井委員 終わります。ありがとうございます。

○平井委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩